

「令和 7 年度市立小中学校 Wi-Fi 環境構築リース」受託候補者選定に係る 実施要領

1. 件名

令和 7 年度市立小中学校 Wi-Fi 環境構築リース

2. 業務内容

- ① 学習系ネットワークおよび校務系のネットワークの無線 LAN を設計・構築
- ② ネットワーク機器の調達及び設置
- ③ アクセスポイント設置後に無線 LAN の電波調査を実施
- ④ ネットワーク環境の運用支援・保守

3. 調達の期間及びリース期間

調達及び設置 契約締結日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで

リース期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

4. 履行場所

横手市条里一丁目1番64号 条里南庁舎 ほか市立小中学校

5. 契約上限額(消費税相当額を含む)

ネットワークの設計、構築、機器調達、運用支援保守等を含め 5 年間のリース料として「322,146 千円(税込)」を上限とする。

6. プロポーザルを実施する理由

市立小中学校では児童生徒に整備された1人1台端末(学習用端末)を授業で活用できるよう、校内に無線 LAN を整備している。ネットワーク機器のメーカーサポートがまもなく終了を迎えるが、メーカーサポートが切れた状態でネットワーク機器を利用することはセキュリティリスクを抱えることになるため、機器更新を行う必要がある。機器更新に合わせて、当市が抱えている課題(①運用体制の強化②運用コストの削減③無線アクセスポイントの増設による無線 LAN の拡大④校務 DX を見据えた校務系ネットワークの無線化)についてプロポーザル方式で提案してもらうことで、当市にとって最適なネットワーク環境を構築することを目的とする。

7. 参加資格者の条件

(1) 参加者の基本要件

- ① 成年被後見人、被保佐人及び被補助人でないこと。
- ② 関係法令の規定による営業又は業務停止の処分を現に受けている者でないこと。
- ③ 市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ④ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集団的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者でないこと。

⑥ 申請日現在において、申請する本社又は営業所等で引き続き1年以上営業していること。

⑦ 申請書に虚偽の記載又は重要な事実及び事項に関し記載漏れがないこと。

(2) 参加資格の有無、業種

横手市入札参加資格者名簿(物品・役務)の「ネットワーク機器」または「パソコン・周辺機器等貯貸」に登載されていること。

(3) 同種又は類似業務の実績、経験等

過去5年以内(参加意向申出書の提出期限より5年以内)における同種業務または類似業務を完了させた実績があること。

- ① 同種業務:学校のWi-Fi環境の構築業務
- ② 類似業務:学校のWi-Fi環境の運用保守業務

8. スケジュール

公表	令和8年1月7日
参加意向申出書の提出期限	令和8年1月22日
提出要請書の送付	令和8年1月23日
質問受付締切期限	令和8年2月3日
質問回答	令和8年2月5日
提案書の提出期限	令和8年2月18日
評価委員会の開催	令和8年3月6日

9. 参加手続

① 参加意向申出書の提出期限

- ア 提出期限 令和8年1月22日(木曜日)午後5時00分まで(必着)
※参加資格を有することを証明する資料を添付すること。

イ 提出先 〒013-8601

秋田県横手市条里一丁目1番1号 条里南庁舎
横手市教育委員会 教育総務部教育総務課
E-mail:kyoikusomu@city.yokote.lg.jp

ウ 提出方法 郵送または持参

② 提案資格確認結果の通知

ア 通知日 令和8年1月23日(金曜日)までに行う

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

③ 質問書の提出期限

ア 提出先 教育総務部教育総務課

イ 提出期限 令和8年2月3日(火曜日)午後5時00分まで(必着)

ウ 提出方法 電子メールにて提出

エ 回答日及び方法 令和8年2月5日(木曜日)までに市ウェブサイトに掲載する。

10.評価委員

- (1)名称 令和7年度市立小中学校Wi-Fi環境構築リースに係るプロポーザル評価委員会
- (2)委員

- ・教育総務部 部長
- ・教育指導部 部長
- ・教育総務課 課長
- ・教育指導課 課長
- ・情報政策課 課長

11.評価、評価方法

(1)提案書の内容

- ① 会社概要
- ② 事業推進
- ③ システム構築にかかる要件
- ④ 業務に関する具体的な提案
- ⑤ 自由提案

(2)提案書の提出

- ① 提出部数 6部
- ② 提出先 〒013-8601

秋田県横手市条里一丁目1番64号 条里南庁舎

横手市教育委員会 教育総務部教育総務課

E-mail:kyoikusomu@city.yokote.lg.jp

- ③ 提出期限 令和8年2月18日(水曜日)午後5時00分まで(必着)

- ④ 提出方法 持参又は郵送

併せて、電子データを上記のメールアドレスへ送信すること

(3)評価事項

- ①業務実績等
- ②業務実施方針の妥当性、実現性等
- ③提案内容の妥当性、実現性等
- ④①から③までに掲げるもののほか、当該業務に対する意欲等

(4)提案内容に係るヒアリング

- ①実施日時 令和8年3月6日(金曜日)
- ②実施場所 〒013-8601
横手市条里一丁目1番64号 条里南庁舎 会議室
- ③その他 時間等詳細については、別途通知

12. 評価基準、配点

① 基本的評価事項

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価の換算式	評価点
1. 会社概要					
1-1.認証	ISO9001、ISO27001 の取得状況	10			
1-2.実績	過去 5 年以内における同種業務または類似業務を完了させた実績	10			
2. 事業推進					
2-1. 事業推進の基本的な考え方	本事業に取り組むにあたっての基本的な考え方	10			
2-2. 実施体制	本事業を実施するうえでの実施体制	10			
2-3. 実施計画	本事業を進めるにあたっての実施計画	10			
3. 提案書					
3-1. ネットワーク設計	ネットワーク機器の性能や校務 DX を見据えた設計	30			
3-2. 無線 AP の増設	施工方法や設置場所の実現性	20			
3-3. 運用支援・保守体制	保守体制や運用支援方法	40			
3-4. 運用コストの削減	コスト意識	30			
4. 自由提案					
4-1. 自由提案	自由提案	10			
5. ヒアリング					
5-1. 取組意欲	取組意欲	10			
5-2. 理解度・専門技術力	理解度・専門技術力	10			
評点の合計					

備考

- 各評価項目について、A～Fの6段階評価を行うことを標準とする。
- 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点、F=0点とする。

例えば、配点10点の項目の場合

評価がAであれば、評価点は $10 \times 5 / 5 = 10$ 点

評価がBであれば、評価点は $10 \times 4 / 5 = 8$ 点

評価がCであれば、評価点は $10 \times 3 / 5 = 6$ 点

評価がDであれば、評価点は $10 \times 2 / 5 = 4$ 点

評価がEであれば、評価点は $10 \times 1 / 5 = 2$ 点

評価がFであれば、評価点は $10 \times 0 / 5 = 0$ 点

- F評価があるものは、原則として選定しない。

②評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					
		A	B	C	D	E	F
1.会社概要	ISO9001、ISO27001 の取得状況	両方取得している。	－	どちらか一方を取得している。	－	どちらも取得していない	－
	直近5年以内における同種業務または類似業務を完了させた実績がある。	同種業務を完了させた実績がある。	－	類似業務を完了させたの実績がある。	－	－	完了させた実績がない。
2.事業推進	本事業に取り組むにあたっての基本的な考え方	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	本事業を実施するうえでの実施体制	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	本事業を進めるにあたっての実施計画	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
3. 提案書	ネットワーク設計	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	無線 AP の増設	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	保守体制や運用支援方法	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
	運用コストの削減	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
4.自由提案	自由提案	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない
5.ヒアリング	取組意欲	極めて十分である	十分である	やや十分である	やや不足している	不足している	極めて妥当ではない
	理解度・専門技術力	極めて優れている	優れている	やや優れている	やや妥当ではない	妥当ではない	極めて妥当ではない

13. 失格事由

- ①提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ②提案書作成に指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- ③提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥このプロポーザルに関し、評価委員等との接触があった者
- ⑦ヒアリングに出席しなかった者

14. 提案者が1者又はない場合の取扱い

- ①提案者が1者の場合でも、このプロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点(140点)以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
- ②提案者がない場合には、このプロポーザルを中止するものとする。

15. 選定・非選定結果の通知方法等

- ① 通知日 令和8年3月10日(火曜日)までに行う
- ② その他 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、横手市が通知を発送した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先に提出しなければならない。横手市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

16. 選定結果の公表方法等

①選定結果の公表

契約締結後、契約結果の公表と併せて行うこととし、市ウェブサイト上に掲載するほか、他の方法でも行うことができる。

②提案に関する機密の保持

提案された資料の内容については、他者に知られることのないように取り扱う。ただし、事前に提案書を公表する場合があることについて明示している場合は、この限りでない。

③情報公開の対応

開示請求があった場合には、個人情報や業者の正当な利益を害する恐れがある情報を除き、公開となる。